

名古屋市教育委員会定例会

平成27年6月4日
午前10時00分
教育委員会室

議 事

- 日程1 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
日程2 名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について
日程3 第7号議案 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について
日程4 名古屋市文化財保護条例の一部改正について
日程5 第8号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
日程6 第9号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について
日程7 第10号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
日程8 第11号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
日程9 第12号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

出席者

服 部	はつ代	委員長
梶 田	知	委 員
福 谷	朋 子	委 員
小 栗	成 男	委 員
野 田	敦 敬	委 員
下 田	一 幸	教育長

教育次長始め、事務局職員26名 ※傍聴者0名

(服部委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第1 「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」から日程第9 第15号議案「名古屋市科学館協議会委員について」までの9件につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。また、会議録につきましても、日程第1から第4にかかわる部分については、議会に上程されるまでの間

に限り非公開、日程第5から第9までにかかわる部分については、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第1から第4までは議会上程までの間、非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

日程第5から第9までは非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

(服部委員長)

最後に、今後の教科書採択にかかる日程についてでございます。

ご承知のように、今回は中学校用の採択替えがございます。採択に当たっては、十分な審議時間を確保したいと思いますので、7月23日（木曜日）に定例会を開催するのに加えまして、27日（月曜日）、29日（水曜日）に臨時会を開催して、採択をしたいと思っております。

また、取り扱いの順については、23日に高等学校用、小学校用、特別支援学校・学級用、中学校用のうち美術、地図、国語、書写を行います。27日に中学校用のうち数学、理科、音楽、技術、家庭、保健体育を、29日には中学校用のうち地理、歴史、公民、英語を採択という予定で考えておりますが、状況によりましては当然予定が変わってくることもありますので、一応の目安ということでご承知おきください。

なお、会場についてですが、23日の定例会はここ教育委員会室で行い、27日及び29日の臨時会につきましては、市役所東庁舎5階の大会議室で行う予定でおりますので、あわせてご承知おきください。

以上で、教育委員会定例会を終了いたします。

午前10時21分終了

名古屋市教育委員会定例会

平成27年6月4日
午前10時00分
教育委員会室

議 事

- 日程1 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
日程2 名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について
日程3 第7号議案 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について
日程4 名古屋市文化財保護条例の一部改正について
日程5 第8号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
日程6 第9号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について
日程7 第10号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
日程8 第11号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
日程9 第12号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

出席者

服 部	はつ代	委員長
梶 田	知	委 員
福 谷	朋 子	委 員
小 栗	成 男	委 員
野 田	敦 敬	委 員
下 田	一 幸	教育長

教育次長始め、事務局職員26名 ※傍聴者0名

(服部委員長)

ではこれより、日程第1「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(総務課長)

日程第1、第2及び第4につきましては、条例の改正を行う必要があるため、当該改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員

会の意見を求めるものです。

日程第1「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」をご説明いたします。

これは、大高南小学校について、大高南特定土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、小学校の位置の表示を変更するものでございます。施行期日は、名古屋市大高南特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございますか。

特にご意見もないようですので、「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」は、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議事日程第2「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」及び日程第3 第7号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(総務課長)

日程第2「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」及び日程第3 第7号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」を合わせてご説明いたします。条例の改正につきましては、千種生涯学習センター始め8館、これは、千種、東、北、西、中、昭和、瑞穂、守山の各生涯学習センターでございますが、その管理につきまして、平成28年4月1日から、指定管理者制度と利用料金制度を導入するものでございます。

続いて、規則の改正につきましては、指定管理者制度の導入館の拡大を図る際、指定管理者の選定手続を効率的に行う必要があることから、選定委員会の設置に関する規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございますか。

特にご意見もないようですので、まず、「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、第7号議案につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議事日程第4「名古屋市文化財保護条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(総務課長)

日程第4「名古屋市文化財保護条例の一部改正について」をご説明いたします。

これは、文化庁が文化財の活用を重視しているため、本市においても、文化財の活用を重視した内容にするとともに、活用を進めるためにこれまで以上に文化財の保存を重視する必要があるため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は主に3点でございます。1点目は、条例名を「名古屋市文化財保護条例」から「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」に改めるものです。2点目は、文化財の活用に関する規定を整備し、市の責務等を定めるとともに、市指定史跡名勝天然記念物についても、公開その他の活用について必要な勧告又は技術上の指示を行うことができることとします。3点目は、文化財の損壊、毀棄、隠匿等に対する罰則規定を定めるものです。

施行期日は、公布の日からでございます。ただし、罰則に係る規定改正につきましては、平成27年11月1日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

特にご意見もないようですので、「名古屋市文化財保護条例の一部改正について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第5から第9までは非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午前10時21分終了